

大学教授とはどんな仕事をする人なのか

日出ロータリークラブ会員（名古屋大学・明治学院大学名誉教授）

加賀山 茂

1. 大学教授の仕事は何か？ 大学教授の評価基準は何か？

大学教授とは、ノーベル賞を受賞した^{ほんじよ たすく}本庶 佑教授のように「人とは反対のことを考え」、「教科書に書いてあることを信じない。常に疑いを持って本当はどう何だろうという心を大切に。つまり、自分の目で物を見る。そして納得する。そこまで諦めない」という初・中等教育ではできない研究と教育をする人。

(1) 先進研究

常識の偏見を正すための先進的な論文・単行本の執筆と公表をおこなう。

(2) 教育

一人一人の学生の能力に応じて、その能力を最大限に発揮させる。たとえば、法教育の場合には、学生に条文からスタートして判例・事例への適用のプロセスを理解させるとともに、生の事例を与えて、その事例に適用されるべき条文を発見し、議論を通じて、その妥当性を兼用できる能力を養成する。

(3) 研究者養成

研究指導を通じて、優秀な学生を育成し、博士号を授与し（私の場合は、9名：中国の留学生2名、台湾の留学生1名、ベトナムの留学生1名、日本人学生4名）、研究者・後継者を養成する。

(4) 研究費調達

研究に必要な外部資金（科学研究費など）を獲得し、学生を含む研究者の研究環境を改善する。

(5) 社会還元

研究の成果を無償の奉仕を通じて社会に還元する。

留学の体験を初等・中等教育の教師にも体験できるよう尽力する。

2. 法律はなぜ難しいと思われているのか？

(1) 不親切

昔に制定された代表的な法律（民法とか刑法とか）には，法律の趣旨とか，定義が省略されている。

(2) 全体像の把握が突破口

しかし，すべての条文は，「要件→効果」という形式で書かれているので，要件を実際の例に当てはめながら読むようにすると，どのような結果が生じるかが分かるようになる。

(3) 立法提案

もともと，「要件」の中には，本当の要件と，要件を推定するに過ぎない疑似的な要件とが紛れ込んでいるので，その区別をして，条文を以下のように書き直すと，一層わかりやすくなる。

法律効果←抽象的な真の要件

抽象的な真の要件←それを推定する具体的例 (1)

…

抽象的な真の要件←それを推定する具体的例 (n)

3. 法律を理解するための具体的方法とは？

(1) 裁判上の離婚原因（民法 770 条）

現行法の条文←わかりにくい

第 770 条（裁判上の離婚）

①夫婦の一方は，次に掲げる場合に限り，離婚の訴えを提起することができる。

- 一 配偶者に不貞な行為があったとき。
- 二 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
- 三 配偶者の生死が 3 年以上明らかでないとき。
- 四 配偶者が強度の精神病にかかり，回復の見込みがないとき。
- 五 その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。

②裁判所は，前項第 1 号から第 4 号までに掲げる事由がある場合であっても，一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは，離婚の請求を棄却することができる。

(2) 裁判上の離婚原因の書き換え（その 1）

法律効果←抽象的な真の要件

抽象的な真の要件←それを推定する具体例

第 770 条（裁判上の離婚）の改正のための第一次案

①夫婦の一方は、婚姻を継続し難い重大な事由があるときに限り，離婚の訴えを提起することができる。

②以下の各号に該当する場合には、婚姻を継続し難い重大な事由があるものと推定する。

- 一 配偶者に不貞な行為があったとき。
- 二 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
- 三 配偶者の生死が 3 年以上明らかでないとき。
- 四 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。

(3) 裁判上の離婚原因の書き換え（その 2）

法律要件←中朝的な真の要件

抽象的な真の要件←それを推定する具体例

足りない推定要件の追加と完成

第 770 条（裁判上の離婚）（加賀山改正私案）

①夫婦の一方は、婚姻を継続し難い重大な事由があるときに限り，離婚の訴えを提起することができる。

②以下の各号に該当する場合には、婚姻を継続し難い重大な事由があるものと推定する。

- 一 配偶者に不貞な行為があったとき。
- 一の二 配偶者から虐待を受けたとき。
- 二 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
- 二の二 配偶者が、第 752 条の規定に違反して、協力義務を履行しないとき。
- 二の三 配偶者が、第 760 条の規定に違反して、婚姻費用の分担義務を履行しないとき。
- 三 配偶者の生死が 3 年以上明らかでないとき。
- 三の二 夫婦が 5 年以上別居しているとき。（←民法改正要綱案参照）
- 四 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。

③裁判所は、前項各号に掲げる事由がある場合であっても、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。

4. 法学の究極の目標とその実現方法とは何か？

(1) 紛争の平和的解決

医師→病気の治療と予防

法律家→社会的な病理現象である紛争の平和的解決と予防

(2) 目標達成のための方法

当事者も専門家も世論も納得できるような解決案を提示する能力を養成する。

「勝った・負けた」という世界では、紛争の真の解決には至らない（裁判による判決は、実は、必要悪）。

(3) 目標を明確にした法教育の必要性

最終目標：全国民が、国民審査で、最高裁の裁判官を罷免できる能力を養成する。

5. わが国の喫緊の法律問題は何か？

(1) AI（人工知能）との付き合い方とAI関連企業の責任の所在と法整備

人工知能との共存のための教育の重要性を等閑に付している人は、自分の子ども・孫を含めて、将来の世代が経済的に破綻する憂き目にあうことに加担している。学校教育の内容をAIとの協働を前提に、意味の理解を中心とした学習へと転換させるように、地域の教育委員会に働きかけるべきである。

(2) 法学と経営学の融合（法と経営学）による国家の財政破綻の未然防止と責任

政府の財政状況を民間の財務状況と同様に、バランスシート、損益計算書、キャッシュフローに基づいて、厳密に評価すべきである。

安易な赤字政策は、財政の破綻とインフレによる国民の預金の召し上げをもたらすことが目に見えている。ロータリアンならば、政府の財政政策が、真実かどうか、みんなに公平か、好意と友情を深めるか、みんなのためになるかどうかを検討すべきではないだろうか。

これとの関連で、税負担の公平を保つことができる消費税を大幅に上げに対する態度を鮮明にするとともに、高齢者の医療費の増加を看過すべきではない。高齢者の食習慣を改善させ、薬漬けから脱するための施策を講じることによって、社会保障の費用を縮減できるための取り組みを医療機関と協力して実現すべきである。

(3) 日本国の自立のための戦略の構築

沖縄の知事選が行われたところであるが、沖縄の基地問題を対岸の火事とみている人は、日本国が治外法権の占領下にあるという事実から目を背けている。米軍の治外法権は認めつつけるべきではないだろう。自衛隊とも連携して、わが国の制空権を取り戻すための活動に関与すべきである。

6. まとめ

ロータリークラブは、会員（ロータリアン）の事業所を回りながら、地域社会への奉仕のための協議を行い、ロータリアン同士の親睦を深め、助け合うことから出発した。

しかし、現在では、ロータリアンは、それぞれの仕事や経営から離れて、社会全体に目を向け、自分の頭でどのような行動をすることが、地域社会、日本社会、国際社会に貢献することができるかを考え、行動することが期待されている。しかも、ロータリークラブの社会貢献が、業務としてルーティン化し、それをこなすだけで手一杯となるようでは、真の社会貢献とはいえない。

むしろ、社会全体に関する困難な問題（AIによる失業の危機、国家財政の危機、国際紛争の危機など）について、自らの職業経験から得た叡智に基づいて、批判的に考え、常に改革を求めていくことが求められている。そのような問題について考えることを回避し、自らの職業上、または、ロータリークラブの業務を淡々と、まじめにこなしている人ほど問題が大きともいえる。なぜなら、それらの人は、世界の現状、日本の現状を真摯に見つめ直す努力を放棄しているからであり、その淡々とこなす業務自体が、社会全体、世界全体から見ると、多くの人々を不幸へと追いやっている面があるからである。

自らの職業から目を転じて、社会全体に目を凝らし、自分の子どもたち、孫たちが、将来にわたって、平和につつがなく暮らせる社会へと社会を導くための社会貢献を始めるべきである。

将来のリスクを後回しにして、与えられた仕事を淡々とまじめにこなしている人ほど罪深い人はいない。だから、「チョコちゃんに叱られる」ことになるのである。

男性支配の社会構造を変革するために、男性から女性への大政奉還の実現を目指すべきではないだろうか。

参考文献

(1) 大学教授の使命関連

- ・杉原厚吉『大学教授という仕事』水曜社（2010）
http://lawschool.jp/gsl/doctorate/how2read/job_professor.html
- ・D・S・ピュー（角谷 快彦訳）『博士号のとり方—学生と指導教員のための実践ハンドブック—』〔第6版〕名古屋大学出版会（2018/10/17）

(2) AI 関連

- ・新井紀子『AI vs. 教科書が読めない子どもたち』東洋経済新聞社（2018/2/15）
- ・西垣通『AI 原論—神の支配と人間の自由』講談社選書メティエ（2018/4/10）
- ・渡辺信一『AI に負けない「教育」』大修館（2018/8/1）

(3) 法教育関連

- ・船津徹『世界標準の子育て』ダイヤモンド社（2017/7/6）
- ・加賀山茂『民法条文 100 選—100 カ条で学ぶ民法—』信山社（2017/12）
- ・加賀山茂『求められる法教育とは何か—他者への貢献 “Do for others” の視点から事務管

理, 不当利得, 不法行為を考えるー』信山社 (2018/8/30)

(4) 財政危機関連

- ・小林慶一郎編『財政破綻後 危機のシナリオ分析』日本経済新聞出版社 (2018/4/19)

(5) 治外法権関連

- ・前泊博盛 (編著) 『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」』創元社(2013/2/28)
- ・矢部宏治『日本はなぜ、「戦争ができる国」になったのか』集英社インターナショナル(2016)
- ・矢部宏治『知ってはいけない隠された日本支配の構造』講談社現代新書 (2017/8/17)